

令和3年度第2回石狩市使用料、手数料等審議会会議録

開催日時：令和3年7月29日（木） 10：00～12：00
開催場所：石狩市役所5階 第1委員会室
出席者：会長：高宮則夫
副会長：藤懸健
委員：新海節、安藤牧子、中村嘉光、西野典男、牧野勉、中川京子、富木須磨子
欠席者：山本強
事務局：蛭谷財政部長、青山財政課長、佐々木財政課主査、市川財政課主査、岩脇
傍聴者：なし

【開 会】

○事務局（青山）： 本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。定刻でございますので、只今より使用料、手数料等審議会を開会いたします。

なお、山本委員からは本日都合により欠席との連絡がございましたので、ご報告を申し上げます。

今回の審議会につきましては、前回、5月28日に諮問いたしました施設使用料の改定について引き続きご審議をいただき、最終的な答申を固めていただく予定となっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

審議に入る前に、本審議会へ諮問しております使用料改定案につきまして、6月1日から7月14日までの1ヶ月半、市民参加手続きとしてパブリックコメントを実施いたしましたので、その結果についてご報告をさせていただきます。

○事務局（市川）： 事務局の市川と申します。よろしくお願い申し上げます。私からは、パブリックコメントの内容につきましてご説明をいたします。

使用料改定案については、広く市民からの意見を募集するために、令和3年6月1日から同年7月14日までの1ヶ月半、パブリックコメントを行いました。

当初は6月1日から同月30日までの1ヶ月の予定でしたが、北海道による緊急事態宣言が6月1日から20日まで延長され、その間公共施設を臨時休業していたことから、より多くの施設利用者に意見を提出していただく機会を確保するため、期間を半月ほど延長しております。

意見を提出していただいた市民は12名、意見の件数としましては18件となっており、全員が、実際に何らかの施設を日常的に使用していると思われます。

意見の傾向としましては、使用料の値上げに反対するものが大半を占めております。具体的な意見の内容については、お手元に配布した資料をご覧くださいながら説明させていただきたいと思っております。市に到達した順にNo.1から番号を振っております。なお、意見への回答につきましては、本審議会での議論を踏まえまして、今後作成する予定となっております。

では、意見No.1から順に説明いたします。

意見No.1は、「個人所得が増えていない状況での値上げには反対する。」というものです。

意見No.2の、「消費税が10%に上がり、市民の経済状況に余裕がなくなっている中での値上げには反対する。」

意見No.3の、「年金支給額が減少し、高齢者の可処分所得が減少している中での値上げには反対する。」と併せまして、「市民の経済状況が良くなっていない中での値上げには反対する。」という趣旨のものとなっております。

意見No.4は、少し毛色が違っておりまして、「石狩市の1人1スポーツのスローガンに反し、心身の健康保持・増進という目的に反する値上げには反対する。」というものです。石狩市の施策の方向性と施設使用料の値上げは相入れないのではないかという意見となっております。

意見No. 5は、「値上げが不可避ならば、市外の利用者のみにするべきだ。」というものです。今回改定の対象としている施設については、市民と市民以外では利用料金に差を設けておりませんが、市内利用者の負担を増やさないでほしいという意見となっております。なお、同様の意見が、もう1件他の方から寄せられております。

意見No. 6は、スポーツ少年団など、減免の対象となる団体の利用に関するご意見で、「予約の取り扱いなど、施設の運用を改善することで、値上げを抑えられるのではないかと。」という意見です。

意見No. 7は、スポーツ広場の夜間照明の使用料に関するものとなっております。意見提出者は、スポーツ少年団を念頭に置いていると思われ、「現在スポーツ少年団からは、夜間照明の使用料は徴収していない取り扱いとなっているが、この取り扱いを変更するべきではないかと。」という意見です。

意見No. 8は、「使用料の値上げではなく、他のことから管理費等を捻出してほしい。」というものです。維持管理コストの見直し等を行うべきだという趣旨であると思われまます。

意見No. 9は、「使用料が2倍になると、使用が困難になる。サークルを辞めざるを得ない人も出てくる。」というものです。使用料を100円から200円へ2倍にする施設の改定案に反対する意見となっております。なお、同様の意見が他に2件寄せられております。

意見No. 10は、「医療費削減や介護予防の観点から、手軽に利用できる現行の料金を据え置くべきだ。」というものです。なお、同様の意見がほかにも4件寄せられております。

意見No. 11及びNo. 12は、使用料値上げの根拠に関する質問となっております。No. 11は、「そもそも他自治体と使用料の整合性を図る必要があるのか。」というもので、No. 12は、「現状の100円の料金設定がされた経緯は何か。」というものとなっております。

意見No. 13は、「スポーツ施設を利用して健康増進が促進されることで、医療費が抑えられているのではないかと。値上げによる収入よりも抑えられる医療費の方が大きいのではないかと。」という意見です。

意見No. 14は、「生活困窮者や身体障がい者には、使用料の免除規定が必要ではないかと。」という意見となっております。現状身体障がい者につきましては、一般開放の個人使用は、使用料が全額免除となっております。専用利用につきましても、市長の指定を受けた福祉関係団体は、半額が免除されるという規定となっております。なお生活困窮者につきましては、現状免除規定の適用はありません。

意見No. 15は、「専用利用料金の値上げについては理解する。」という肯定的な意見となっております。

意見No. 16は、「他市との整合性を図るとあるが、具体的にどこの市と比較したのか。また、他市の市民サービスが石狩市と同じものなのか。」という質問です。改定の検討にあたりましては、石狩管内の近隣自治体、具体的には札幌市、千歳市、江別市、恵庭市、北広島市、当別町と比較をしております。

意見No. 17は、石狩湾新港地域の企業に対する課税免除制度に関する質問と、そのような財源があるなら使用料の値上げはしないしてほしいという趣旨のものです。当該制度は、地域未来投資促進条例に基づく課税免除制度を指していると思われまます。この制度は、石狩湾新港地域に事業所を新設または増設した場合に、業種や雇用が増える等の条件を満たせば、年間最大1億円で、3年間の固定資産税あるいは都市計画税の減免を行うといった制度となっております。

意見No. 18は、「冷房設備がないところは使用料の値上げをしないほしい。」というものです。

以上、パブリックコメントに関する説明を終わります。

○事務局(青山)： 施設の利用者、また市民の方から寄せられた意見・パブリックコメントについて、ご説明させていただきました。

本日の審議会におきましては、5月の時にもご説明申し上げました受益と負担の公平性の観点、さらに、こうしたパブリックコメントで寄せられた市民のご意見なども踏まえながら、使用料改定案の妥当性についてご審議を賜りたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、以降の進行につきましては、高宮会長にお願いいたします。よろしくお願い申し上げます。

◇高宮会長： 皆さんおはようございます。審議会会長の高宮でございます。これより、第2回目の審議会を開催いたしますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

前回に引き続き、施設使用料の改定案について審議していきます。本日の審議内容をもって答申の予定となっておりますので、委員の皆様活発なご議論をよろしくお願い申し上げます。

初めに、前回の会議を振り返りたいと思いますが、欠席されていた方もおりますので、再度事務局の方

から改定案の内容や考え方について概要を説明していただき、確認の上、改定案の是非について審議を行っていきたいと思います。事務局よろしくお願いたします。

○事務局(佐々木)：おはようございます。事務局の佐々木と申します。それでは、改定案の内容についてご説明いたします。

前回の審議会の際にもご説明させていただきましたが、話の方が長くなってしまいまして、わかりづらかった部分があったかと思えます。そこで、特に料金設定の考え方と料金改定の流れにつきまして、改めて図を作成しましたので、そちらを使って最初にご説明したいと思います。

まず、今回新たに配布いたしました追加資料②をご覧くださいと思います。

こちらの資料に示しているものが、例えば1時間当たり500円で利用できるコミュニティセンターの会議室があったとして、この施設を維持管理するために実際かかっているコスト、すなわち原価が1,500円であったという調査結果が出た施設を例にとり、料金設定のイメージをご説明したいと思います。

なお、この施設の受益者負担割合は、市で定める分類上、第2分類に該当し、50%であるとしております。

中央の棒グラフで示しているように、原価につきましては1,500円かかっていますが、受益者負担割合が50%の場合、実質的な原価としましては、1,500円の50%ということで、750円となります。

つまり、かかっている経費1,500円に対して、受益者が負担している現状の負担割合は、50円となっておりますので、 $500 \text{円} \div 1,500 \text{円} \approx 33\%$ を負担していただいているという形となりますが、実際の望ましい負担率は、50%ということで750円となります。使用料の改定を検討するにあたっては、この差に注目しております。

施設の使用料の見直しにあたっては、この青色の部分の受益者負担と黄色の部分の公費負担のバランスが適正かどうか、つまり、受益と負担の公平性の観点から、施設を利用している方と利用していない方の負担のバランスが適正かどうかを判断するものであります。

また、市では、使用料の見直しを検討する際に、資料の中央の右側に青字で記載がありますように、現行の使用料が実質原価の90%を下回る場合に改定の検討を行うこととしております。なお、資料に記載はございませんが、同様に150%を上回る場合も改定の検討を行うこととしております。

こうした基準は、料金を見直しを行う対象をある程度絞り込むため、一定の基準を設けているものであります。今回の事例の場合は、現行使用料500円に対し、実質原価が750円となっておりますので、 $500 \text{円} \div 750 \text{円} \approx 66.7\%$ となることから、改定の検討対象となります。

また、改定の検討にあたりましては、今回の例だと実質原価750円となりますが、こうした原価計算の結果を踏まえるとともに、現行料金設定後の経過年数や市内及び近隣自治体の同様の公共施設使用料の状況等を勘案して改定案を作成する形となっております。なお、改定の上限率につきましては、100%（2倍）としております。

次に追加資料の③をご覧くださいと思います。こちらの資料につきましては、料金が最終的に改定されるまでのフロー図となっております。

左上から順番にご説明いたしますが、追加資料②のケースであてはめて考えていきますと、①の実態調査で判明した単位あたりの原価につきましては1,500円となります。そして、②の負担率につきましては50%、③の実質原価につきましては750円となり、④の現行使用料と実質原価との比較につきましては66.7%となってきます。

本日の審議会につきましては、フロー図でいうと⑧になります。前回の審議会が⑥になりまして、パブリックコメントが⑦となりますので、これらを経て、本日ご審議いただいた後、答申をまとめていただく形となります。

以後の流れにつきましては、下段の⑨、本日いただく予定となっております答申案を踏まえまして、各施設の条例の改正案を作成してまいります。予定では11月頃となります。

そして、第4回の市議会定例会において、条例改正の議案を提出し、ご審議いただいた後に議決を予定しております。予定では12月となります。

最終的に改正条例の施行につきましては、来年の4月を予定しております。

続きまして、前回配布した資料の説明をさせていただきたいと思えます。

前回配布いたしました資料の13ページ及び14ページをご覧くださいと思います。

今回の改定案につきましては、表の右側の考え方の欄に記載してございますように、使用料の定期的な見直しにあたり、前回調査時から5年が経過し、実態調査・原価計算を改めて行った結果、消費税率の引き上げ等により維持管理コストが増加しており、現行の使用料と望ましい受益者負担額に乖離があるため、受益と負担の公平性の観点から、改定の必要があると判断した施設が対象となっております。

今回の改定案の特徴といたしましては、コミュニティセンターや体育施設の一般開放利用料金としてワンコイン、100円を徴収しておりましたが、料金設定から18年が経過するなど、あるべき受益者負担額との乖離が大きくなってきたことから、全てのワンコイン使用料を現行の100円から倍の200円へ改定しようとするものであります。

その他にも、料金設定からかなりの期間が経過している、墓地・体育施設・高齢者施設の使用料の見直しを行うほか、学び交流センターのように、公民館本館の機能移転に伴って既存の使用料を見直すものとなっております。

私からは以上です。

◇高宮会長： ありがとうございます。新しい資料も加わり、わかりやすい説明をしてくれました。ただいま事務局から説明のありました内容について、わからない点、お聞きしたい点がありましたら手を挙げてください。指名させていただきます。

◇西野委員： 今年度から参加させていただいております、西野でございます。どうぞよろしくお願います。

前回資料の施設使用料等の改正案についてご説明がございましたが、その中では14年から18年も改定後経過している施設があるというお話でありました。その中にいくつか改定後何年なのか不明な部分があります。

平成29年の4月に定期的見直しが行われたようですが、その見直しの中では、どの施設がどの程度の改定を行ったのかお聞かせいただきたいと思っております。よろしくお願います。

◇高宮会長： 事務局いかがでしょうか。

○事務局(青山)： 前回は、平成29年の4月に公共施設の使用料の全面的な見直しを実施しており、こういった全面的な見直しは概ね3年を目途に、サイクル的に行っているものであります。

平成29年4月に改定した内容といたしましては、スポーツ広場の夜間照明を1時間1,000円から1,200円に値上げを行いました。その他、社会教育施設に関する見直しとして、双葉小学校の中にあるカルチャーセンターの陶芸室の料金を1時間300円から200円に値下げをした内容がありました。これは、事情により使える部屋の大きさが小さくなったことから値下げをいたしました。

また、同じくカルチャーセンターということで紅南小学校の中にあります会議室を300円から400円に、和室を100円から200円に、音楽室を300円から400円に、多目的室を200円から300円に値上げをしたという内容となっております。

その他、学び交流センターの改定を行っております。具体的には、研修室を100円から200円に、視聴覚室を200円から300円に、多目的ホールを300円から400円に値上げを行いました。

今お話した内容というのは、全て専用利用という区分になっております。

個人利用というのは、不特定多数の個人が利用する形ですが、専用利用というのは、団体・サークルなどが活動する料金という部分で、専用利用の料金を平成29年4月に見直したところです。

今回お示ししている13ページ・14ページにある、改定の中身について、平成29年4月にも実施したものは学び交流センターになります。学び交流センターは、研修室・視聴覚室・多目的ホールについて、それぞれ平成29年の4月に100円の値上げを行いました。今回も更に100円の値上げということで、これは近年の施設の維持管理コストの増加に加え、公民館の機能を学び交流センターに移転する工事・修繕などを今年度も実施しております。こういった施設修繕の経費がかかることも踏まえまして、学び交流センターの値上げを、再度今回提案させていただいている形となっております。

◇西野委員： ありがとうございます。説明の中には、例えば墓地や厚田総合センター、小中学校の体

育館については、いつ改定されたかという記載がないのですが、もしあれば教えていただきたいと思います。

○事務局（青山）： 墓地については、平成元年になります。また、厚田総合センターについては、正確な資料を持ち合わせていないのですが、最初に100円という料金を設定したのが花川北コミュニティセンターのホールやステージなどで、これらが最長の18年のため、その2~3年後あたりであると記憶しております。

専用利用につきましては、小中学校の屋内体育館の料金を平成26年に500円から600円に値上げをしております。

◇西野委員： いずれにしても、前回の改定から非常に時間が経っている印象を受けました。よくわかりました。ありがとうございます。

◇高宮会長： 他に意見・質問等はありませんか。

それでは次に、市民の方から寄せられた意見、パブリックコメントについて、先ほど事務局から説明がありました。この内容について質問や確認等ありましたらよろしくお願いたします。

◇藤懸副会長： 今回のパブリックコメントについては18件意見がありますが、これは、他の審議会等と比較して、意見としては多い方なのですか。私は多いと感じるので、それだけ市民の関心が高かったのかなと感じるのですが、いかがでしょうか。

○事務局（青山）： パブリックコメントにつきましては、もちろんテーマによって寄せられる意見の数というのは、かなりばらつきがございます。広く市民を対象にしている案件であればあるほど関心が高いのかなと思っております。

実際、18件という件数が多いかと言われるれば、他の案件に比べたら多いかなという実感でございます。何と比べると適正かというところは難しい部分でございますが、これまで、市では先ほど申し上げたように、概ね3年に一度、使用料の全面的な見直しを行ってまいりましたが、過去3回くらい遡っても、意見が寄せられたことはなかったです。

今回はやはり一般開放・個人利用の非常に多くの方が関わる100円という料金を200円に改定する、この2倍に上げるという部分が、非常に利用されている方の率直な意見として数多く寄せられたものと考えております。

◇藤懸副会長： 結構、前回の審議会ですら中身と近いものが今回のコメントに入っておりますので、それなりの考え方をしていかなければならないという認識はあります。

◇高宮会長： 他にいかがでしょうか。

◇新海委員： 今回このパブリックコメントでは、この文言だけが上げられている形なのでしょうか。要するに、どれぐらいの年齢層の人から意見が寄せられていて、施設の利用がどれぐらいあるかというような情報は、全く集約ができないというような形だったのでしょうか。

○事務局（青山）： 寄せられた意見書は記名式でありまして、お名前が記載されておりますので、事務局としては把握しております。ただ、年齢まで記載する欄がありませんので、年代はわかりませんが、どのような団体あるいは活動をされている方が意見を出しているという情報は、事務局で把握できております。

個人情報にも関しますので、具体的に申し上げることはできませんが、例えば花川南コミュニティセンター、花川北コミュニティセンター、それから学び交流センターなどを主に活動の拠点とされている利用者の方から数多くの意見が寄せられたものと把握しております。

◇新海委員： ありがとうございます。

◇高宮会長： プロフィールがわかれば、またそれを分析して活かすことができるので、私も同じような考えを持っておりました。

他にはいかがでしょうか。大変重要な案件ですので、どうぞ活発な意見をお願いしたいと思います。

よろしければ、続きまして前回の審議会において議事録にも記載がありますが、委員の皆様から出されました意見を基に引き続き議論していきたいと思っております。

まず前提としまして、市が施設の使用料を決めるにあたり原価コストを踏まえつつ、財政的な視点以外にも利用者の負担割合のほか、他自治体との比較など、受益と負担の公平性の観点から総合的に検討していることは、委員の皆様も確認できたことと思っております。また先ほど、補足の説明もありました。

このような考え方については、審議会としても理解したというところで、よろしいでしょうか。

前回の審議会では、料金設定の考え方について、主に2点の意見が出されました。

1点目は、一般開放個人利用の料金100円を200円へ改定することについて、値上げ率が100%であり、大変大きいものであるとの意見がありました。

2点目は、年金生活者の実態や健康増進の観点などを踏まえると、高齢者の料金値上げについて賛成できないという意見でした。

この2点について、もう一度事務局の考えをお聞かせいただけませんか。よろしくお願いたします。

○事務局(青山)： 会長の方からもお話のあったとおり、前回5月28日の審議会におきまして、大きく2点の意見があったものと承知しております。

ご紹介のあったとおり、100円から200円の2倍というものが非常に大きいものである。また、年金生活者の実態及び健康増進の観点を考えると、高齢者の料金値上げは賛成できない。この2点のご意見については、パブリックコメントの中でも、市民意見として全く同じ内容の意見が寄せられました。このことは、やはり非常に市民の関心が高い部分であり、同様のご意見があることを改めて感じたところであります。

事務局といたしましては、この値上げ率が非常に大きなものであると認識してございます。改めて、資料を用いて、事務局の考え方をご説明させていただきたいと思っております。

まず、値上げ率100%の部分が適正かという部分です。資料8ページをご覧ください。改定の基本的な考え方を①から④まで記載してございます。

先ほど図を用いてご説明させていただいたとおり、①原価計算方式によるコスト算定、②行政負担と受益者負担の負担割合の明確化、そして③として受益者負担の急激な上昇を防ぐための上限改定率の設定とあります。原則として、現行料金の1.5倍から2倍、最大でも100%アップの改定としており、この上限改定率を基本的な考え方の1つとして設けております。よって、100円を200円に100%アップすることは、基本方針の中での考え方だということをご説明させていただきます。

次に資料の17ページをご覧ください。右側の参考欄に、近年の維持管理コストの増加状況を記載してございます。消費税率が平成26年から8%、令和元年の10月から10%と、近年2段階で消費税率が上がりました。このような引き上げに伴う維持管理コストにおける原価の増加状況というのは、顕著に表れております。

下方の黄色の欄をご覧ください。花川北コミュニティセンターから始まって、寿の家まで記載がありますが、参考欄1番右側のH28調査原価・R3調査原価・原価の伸び率をご覧ください。例えば、16-1花川北コミュニティセンターであれば、1,683円だったのが2,202円と、この5年間で30.8%の原価の伸びがあります。また、花川南コミュニティセンターについては、同じく17.3%。八幡コミュニティセンターについては、18.5%というように、やはり原価自体も伸びている、つまり維持管理コストが伸びているという部分がございます。

また、18ページの黄色く塗っている施設を見ていただくと、多目的スポーツ施設につきましては、逆に13.2%の減となっております。これは、異例なことなのですが、利用者が増えていることが要因です。一人当たりにかかる原価という形で算出するため、利用者の増加に伴い、数字が小さくなります。このため、多目的スポーツ施設についてはイレギュラーな形となっておりますが、B&G海洋センターについては原価が50%伸びており、やはりこのような維持管理コストの増加状況、特に消費税に絡む部分は顕著に表れていることをご説明申し上げました。

続いて、資料の42ページをご覧ください。ここでは、管内の他自治体における一般開放の料金設定の

状況を資料として記載いたしました。他自治体と比較しますと、一般開放料金は札幌市が390円、千歳市以外の江別市・恵庭市・北広島市・当別町が全て200円で設定しております。やはり、近隣自治体におきましても、200円程度の一般開放の利用料金が標準水準になっているところではあります。

様々ご説明申し上げましたが、これらを総合的に考えて、受益と負担の公平性の観点からは、200円という料金水準は、妥当なものであると考え、提案させていただいた次第です。

市といたしましても、これまで施設の維持管理にあたりましては、指定管理者制度を導入し、事務事業の適正化や効率化を図るなど、受益者負担が過大とならないよう、少しでも料金アップを抑えるため、可能な限り行政サービスの提供に関する費用の縮減に努めてまいりました。しかしながら、現行料金の100円は、料金設定後相当年数が経過しておりまして、今後も維持管理コストが増えると、適正な料金水準との乖離がますます大きくなります。将来的に大幅な値上げをしなければいけない状況も危惧されます。施設を将来に亘って適正に維持していくためにも、やはり、こうした定期的な料金見直しは必要なものであると考えております。

今回の改定案は、パブリックコメントでも非常に大きなものであるとのご意見もたくさん寄せられましたが、市といたしましては、ご説明した観点を総合的に勘案した上で、提案させていただいているということをご理解いただければと思っております。

◇高宮会長： ありがとうございます。この表を見て、5ヶ年で維持管理コストは相当伸びているということも十分わかったかと思えます。その中で、市としてはこのような改定案を出しているところがございます。

この説明を受けまして、委員の皆様からご意見等いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◇安藤委員： 前回、100円を200円にということは、100%の値上げということで、数字的に見ると大変な値上げなのですが、100円単位で値上げせざるを得ないかと思えます。

1,000円が2,000円になるということは少し考えますが、100円が200円になるのは、説明をお聞きして妥当かなと思いました。

◇富木委員： 私は、現在、学び交流センターの委託業務をさせていただいております。ですから、皆様の意見を興味深く拝聴させていただいたところでございます。料金を今回見直すとのことで、私どもも使用者の方から使用料をいただいて、運営をしております。比較的個人利用よりも専用利用が多いのですが、近年は札幌市の中学校吹奏楽部が定期的に利用していることで、月々の使用料がぐっとアップしたため何とか学び交流センターも経営できているというような、正直厳しい状態ではございました。

このような状況からも、今回の料金改定は、私どもとしてはやむを得ない事案なのかなと思っております。

◇中川委員： 私も値上げというのは少し抵抗がありますが、100円から200円という金額が、そう大した感じではないと思っております。当然のことかなとも思えます。既に10数年も経っておりますので、よろしいかと思えます。

◇中村委員： 色々なコメントがあり、確かになるほどと思うものもあるのですが、それに係の方々が一生懸命対処していることについて、誠にお疲れ様でございます。

◇牧野委員： 私自身が今、親船会館の運営委員長をしているものですから、それと比較すると中々運営するのは大変だと思気持ちはあります。ですから、この値上げも致し方ないのかなと感じます。

会館を運営することも本当に四苦八苦です。昨年も一般利用者をお願いして、値上げをさせていただきました。やはり運営するということが大変です。納得せざるを得ないという感じが致します。

◇高宮会長： 私の方からも確認のコメントをさせていただきますが、先ほど資料42ページの他市の事例を見させていただきました。一般料金は、200円を設定しているところが多いとわかりました。ただ、料金区分の中で高齢者や高校生料金を定めている自治体も多いようですが、そのように区分をして料金を

決めるという考え方はなかったのでしょうか。いかがでしょうか。

○事務局(青山)： 他市の事例を見ますとそういった区分があるのは、事務局としても承知しており、もちろん検討いたしました。高齢者料金や高校生料金を別に設定することは、施設がどのように利用されているのか、またそこで世代間の均衡などのバランスをどう図っていくべきか。こういった観点から、他自治体の事例などを参考にしながら様々な形で検討すべきと考えております。

本市においても、こういった高齢者料金・高校生料金を設定している事例がございます。資料の48ページをご覧ください。

前回5月の審議会の際に、過去に設定した、りんくるの中にある健康増進室の利用料金を設定した経緯がございましたので、利用実績を報告させていただきました。

りんくるの健康増進室については、表に記載がありますとおり、一般料金400円の他に高齢者65歳以上の料金を300円、高校生料金を300円と料金区分を別に設けており、市においてはこれ以外にも市民プールで高齢者・高校生料金の区分があったと記憶しております。数は少ないのですが、事例としてはこのように区分を設けている部分もございます。

一方で、一般開放の個人利用で今回市があえて設けなかった理由ですが、やはり先ほど申し上げたように高齢者から中高生まで幅広い世代の不特定多数の方が同時に同じ条件で施設を利用するというものが一般開放の形態になっております。よって、そこに世代間の差異を設けるかどうかについては、このような利用形態を踏まえた上で、今回の提案では、あえて区分を設けなかったものとなっております。

ただ、他自治体がこのような区分を設けているという考え方について、子育て施策に力を入れている本市の考え方といたしましては、中高生の居場所づくりという観点から、高校生が利用しやすい環境を構築することは、やはり重要なものと考えております。

また、高齢者につきましては、生活習慣病予防ですとか健康増進の観点から別料金を設定しているという事例もございますので、こういった区分を設けることの他市の考え方につきましては、市としても一定の理解ができるものと考えております。

◇高宮会長： 不特定多数の方が同じ条件で同時に利用するという点から同一料金ということでございました。今回の100円の値上げは、特に高校生にとっては負担が大きいのではないのでしょうか。

また、他の自治体において、高齢者料金を別に設けていますが、これは健康増進の観点から高齢者の利用を促進するために行っているものと考えられるのではないかと思います。

多数の高校生や高齢者が利用している施設ですので、今回の値上げ率が大きいということにより施設の利用にブレーキがかかり利用者が減少してしまう可能性があるという危惧があります。その場合、もしかしたらまたすぐに値下げということにもなりかねません。そうならないよう、パブリックコメントで多くの意見が寄せられたことも踏まえると、他市の事例を参考に高校生や高齢者の料金については、例えば、最大でも50%の値上げ幅とするなどといった考えも必要ではないかと考えますが、委員の皆様いかがでしょうか。

◇西野委員： 先ほど市民に対して値上げの説明をというお話がありましたが、資料の9ページに出ている性質別分類ごとの負担割合というものがあります。例えば、テニスやプール、温泉などは受益者が100%だが、体育館や公民館、集会場などは50%だけしかいただいていないのですよということを市民が理解しているかどうか。結局のところ施設を使用する方と使用しない方がおりますが、税負担に関わる部分では使用しない方も50%支払っているわけです。このような点について市民の理解を得ることができれば、簡単に値上げ反対の意見を出されることはないのではないかと考えます。

先ほど私が質問したように、改定から非常に時間が経っていること、3年間で17%の原価の伸びがあることを考えると、既に18年経つ施設は原価率が大きく上がっているはずですが、その事実を市民にわかりやすく伝えることが大事なのではないかと思いました。

◇藤懸副会長： 今のご意見その通りだと思います。私の感想なのですがけれども、確かに18年経過して現行料金を上げていくと、その18年間何をしていたかという意見も出てくるのです。ただ、基本的には3年ごとの見直しなどをかけているということは、実態のようでございます。

本来においては、これだけの長い期間据え置いて、なぜ今上げなければならないのかという意見は当然出てくるような気がいたします。このような面で基本的スタンスが少し不足しているのではないかと感じた感想を持っております。

通常、料金値上げは一気に上げるものではなく、今までの実態の状況を分析しつつ、将来を見通してこのくらいになってしまうということ予測しながら、計画的な形で値上げをしていくという流れが本来のスタンスではないかなと思います。今回、一気に2倍まで値上げすることに違和感があるのは、このようなことからではないでしょうか。

他都市などは、最大上昇率を2倍では見ておりません。1.5倍くらいで見ているのです。そして、その計画性に従来からの原価計算の積み上げと、将来はこのくらいになってしまうという状況を予測して、段階的な料金値上げをしていく、最終的には100円から200円になるという形をとるのが通常であろうという気がいたします。

今回は、色々な状況があり、このような形で2倍まで値上げされるということも理解できますが、基本的には値上げをする場合の基本スタンスについて、もう少し計画性を持った形で対応していただきたい。その方が市民の理解度が高まると思います。

私は、このような感想を持っておりますので、まずは50%の値上げとする経過措置を設けるという会長のお考えに、私は賛成です。

◇高宮会長： やはり、市民にどう納得していただくかは、これまでの経過をしっかりと述べるのが大切だと思います。考え方によっては、市が不作為をしていたのではないかとということにもなってしまいますので、市側も日々苦勞されているかと思いますが、何か部長さんから意見などございますか。

○事務局（蛭谷）： 事務局から説明させていただきましたとおり、公共施設は公共的サービスをこれからも提供しなければならなくなった時に、現実的には使用する方のほか、使用されない方も税金という形でご負担していただいております。

先ほどご意見ありましたが、使用の方と使用されない方とのバランスを考える時に、やはり使用される方には、原価を踏まえた中で、負担割合に沿ってご負担していただくということが原則でございます。このような観点から、前回諮問させていただいた改定案が、本来、今後も公共施設のサービスを提供する上で、事務局としては必要だと考えております。

その一方で、今回の開放使用料につきましては、様々な政策的判断や内部の検討があり、これまで10年以上に亘って料金改定をしておりませんでした。しかしながら、委員から意見が出されているように、長期に亘って見直しの動きが出てこなかったことに関しては、もっと早い段階で市民にこれだけ値上げが必要だという現状を伝える努力も必要だったのではないかと、ご意見をいただいて強く感じているところでございます。

また、この開放使用料については、管内では一般と高校生及び高齢者をそれぞれ区分しているという観点から見ても、本市においては特に子育てに力を入れている部分がございます。パブリックコメントでも施設を使うことによって健康維持が図られ、結果として医療費の抑制にも繋がる側面があるのではないかとご意見がありました。この点について、詳細なデータはございませんが、市民が感覚として感じているらっしゃるといった部分を考えますと、一般の部分については本来の考え方を維持するとしても、やはり高校生や高齢者については、ある程度、皆様からいただいたご意見及びパブリックコメントで市民からいただいたご意見を踏まえて検討をする必要があると感じているところでございます。

◇高宮会長： ありがとうございます。先ほど私が申し上げましたが、激変緩和と料金体系の区分には高校生と高齢者を加えたらどうかという提案をさせていただきました。概ね、最大でも50%の値上げ幅とすることで皆様いかがでしょうか。

◇新海委員： 個人的には、高校生以下と高齢者に分けて考える必要はないかなと思います。議事録とパブリックコメントを見る限りでは、高齢者の方目線の意見が多いと感じます。

先ほど、事務局が発言されていましたが、子育てに力を入れている市だということをお考えた時に、私も現在石狩市で子育てをしています。中々これらの施設を利用する時間がなく、おそらく高齢者の方の利

用が多いのではないかとこのような感覚を受けました。

そうすると、やはり非利用者として税金を納めているという観点から、公平性に欠けるのではないかと
いう感覚があります。やはり、この第2分類・第4分類では、公費が50%かかっていることがもう少しわ
かりやすく伝われば、この値上げもやむを得ずということになるのではないかと思います。

施設の恒久的な利用ということもおっしゃっていたので、短期的な考え方ではなく、中長期的な財源確
保という観点からも、特に対象者を分けずに、一般開放に関しては一律で扱って良いのではないかと思
いました。

◇安藤委員： 私も新海さんの意見に賛成するところがあります。世の中全般に高齢者を優遇する傾向
がありますが、若い人は若い人で子育てに大変な費用をかけていらっしゃるの、むしろ高齢者は財政的
に豊かな傾向にあるかと思えます。まして、利用数は高齢者が圧倒的に多いようなので、私も高齢者で
すが、若い人にもっと優遇していただきたいと思っています。特に、高校生は安くして利用させてあげたい
と思っています。

◇高宮会長： ここは皆さんに意見をお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

◇牧野委員： 今のご意見もよくわかります。確かに一番大事なのは、やはり若い人だと思います。オ
リンピックに出る方を見ても相当お金がかかっています。やはり、子どもを育てるのは相当大変です。
高校生・中学生といった方には、ある程度優遇していただきたいと思えます。

◇西野委員： 例えば、減免の対象になるスポーツ少年団など、子どもに対しての優遇は既にされてい
るわけです。こういったところを広げて、やっていかれば良いのかなと考えます。

また、今後子育てに関して対象を拡大していくのであれば、どこまで広げるのかなどを各部で見直して
いけば良いと考えます。

◇富木委員： 私も皆さんの意見と同じように、私も花川南コミュニティセンターで舞踊をしているの
ですが、アリーナ等で高齢の方は元気に活動されているので、あまり高齢者という感覚ではなく、本当に
皆さん元気な方が活動されているなという印象は受けております。ただ、高校生にいきなり100%アップ
というのは、お小遣いの中で来ているのかなと考えると悩ましいところです。

西野さんがおっしゃったように、スポーツ少年団などに対する優遇という話がありましたので、サポー
トしていけるような形を考えながら、料金を考える方が良いと思っております。

◇中川委員： やはり石狩市もそうですけれども、高齢者への優遇が行き届いていて大変嬉しく思っ
ておりますけれども、値上げは100%という随分大きく感じますけれども、50%は良いかと思えます

◇高宮会長： 激変緩和ということで、高齢者と高校生の区分を作り、値上げ幅を50%で止めた方が良
いのではないかとこのことを申し上げましたけれども、新海先生の意見はいかがでしょう。

◇新海委員： 私は変わらず事務局案に賛成です。

◇藤懸副会長： 私は会長がおっしゃっている上限50%については賛成です。基本的に100円が200円
に上がることは大きなことではないという意見がありますけれども、現実問題としては回数を重ねると、
かなりの金額がアップすると認識されてしまうのです。

ですから、そのように認識されないためにも、ある一定の層に対しては、激変緩和のような経過措置と
して、50%のアップ率で見えていくというやり方も必要だと思えます。

○事務局(青山)： 委員の皆様から様々なご意見をいただきました。使用料につきましては、皆様が
おっしゃるとおり行政側の考え、受益と負担の公平性の観点も必要でありますし、利用者側の観点も必要
です。両方バランス良く考えなければいけないのですが、判断はしなければいけないと思っております。

様々なご意見をいただいた中で、私は会長と副会長がおっしゃるように、長い施設で18年経過しておりますが、その間に何も段階的な値上げを行わずに、今回100%の値上げを市が提案しているという部分が、今回パブリックコメントとして多くの意見が寄せられた原因ではないかと思いき、率直に市としても思うところがあります。これが例えば段階的に20円30円ずつ上げていけば、おそらくここまでの意見は寄せられなかったのかもしれませんが、やはり100%値上げという部分になったからこそ、これだけ多くの利用者から意見が出たのかなと感じているところです。

ですので、市としては、確かにこの18年間値上げをしてこなかったという部分で責任はございますが、この維持管理コストの状況を考えて、200円という1つの水準は確保したいと考えております。ただ、段階的な措置ということも一方では必要なのではないかと意見を聞いて感じていたところです。

特に高校生の方への優遇というご意見が多数でしたけれども、パブリックコメントに多数の意見が寄せられたことに重きを置いて、高齢者料金に対する経過措置の必要性も感じているところです。

◇高宮会長： ありがとうございます。

先ほど申しました、高齢者と高校生については、最大でも50%の値上げ幅とすることを我々審議会の意見とすることについて、いかがでしょうか。ご賛同いただけますでしょうか。

◇各委員： (賛同の声)

◇高宮会長： それでは、まず特段の配慮を必要と考え、別に料金区分を設けた上で、最大50%の値上げ幅とすることを意見として、反映させた上で取り進めてまいりたいと思います。

事務局としてはよろしいですか。

○事務局(青山)： はい。承知いたしました。様々な観点から多数のご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

1点確認をさせていただきたいことがございます。

今回、100円から200円に上げる一般開放については、高齢者及び高校生の区分について検討していきたいと考えておりますが、元々高齢者しか利用のない施設も13ページの中にはございます。

13ページをご覧くださいと、一般開放の他に高齢者開放と書いている部分がございます。これは施設によっても違いがあるかもしれませんが、概ね60歳以上しか利用ができない施設という意味です。これらの、例えば、花川北コミュニティセンターの1階和室、花川南コミュニティセンターの浴室及び談話室、そして八幡コミュニティセンターの和室、また花川北憩の家、厚田憩の家、横町寿の家、これは浴室の利用料金です。

これらは、元々高齢者しか利用できない施設となっております。これらの施設につきましても最大50%の値上げを念頭に置きながら検討するという認識でよろしいでしょうか。

◇高宮会長： 今の件でございますけれども、高齢者の健康増進の観点からは、一般開放と同様に急激な値上げによる利用者の負担を軽減し、高齢者が利用しやすい環境づくりが重要と考えますので、審議会としては最大50%の値上げとすべきであると考えますが、委員の皆さんいかがでしょうか。

◇各委員： (賛同の声)

◇高宮会長： 事務局の認識しているとおりでよろしいです。

○事務局(青山)： 承知いたしました。ありがとうございます。もう一点確認がございます。

13ページの1番下に多目的スポーツ施設のアリーナ一般開放が160円となっており、200円に値上げすることとなっております。

元々この施設は、高齢者と高校生の料金を100円としてございます。この施設だけは、他の施設と違い、高齢者と高校生料金が従前からございます。なぜかと申しますと、元々石狩湾新港地域の企業で働く従業員の福利厚生施設として過去に独立行政法人が建設した施設であり、それを市が引き継いだために料金区

分を当初のまま引き継いでおり、個別で料金区分が設けられていた経緯がございます。

高齢者と高校生料金について他施設との整合性という観点から、この施設も同様の料金設定とすることで市内全体のバランスを図っていきたいと考えております。

その点についても確認をさせていただきたいと思っております。

◇高宮会長： ただ今説明がありましたように、過去の経緯により異なる料金区分を設けられていたようですが、他施設と同様に一般開放として利用するものでありますので、他施設と異なる取り扱いをする特段の理由はなく、同様の見直しを行うべきと考えます。委員の皆様よろしいでしょうか。

◇各委員： （賛同の声）

◇高宮会長： それでは、そのような形でよろしく願いいたします。

○事務局（青山）： 承知いたしました。

◇高宮会長： その他に何かございますか。全体を通してでも構いません。委員の皆様からご質問や確認などはありませんか。よろしいでしょうか。

◇各委員： はい。

◇高宮会長： それでは委員の皆様のご意見もまとめましたので、審議会として答申を作成する上で1項目ずつ施設ごとに改定案の内容を再確認の上、是非について審議していくことといたします。

資料の13ページを開いてください。

1つ目が、墓地の管理料です。

諮問された内容は、現行30,900円を33,000円へ改定となっております。値上げ率が6.8%です。改定の理由は維持管理コストの増加です。再度確認のためご質問を受けますが、いかがでしょうか。

特になければ、妥当だと判断させていただくということでよろしいでしょうか。

◇各委員： （異議なし）

◇高宮会長： 次に、花川北コミュニティセンターです。

諮問された内容は、現行1回あたりホール又はステージ100円を200円へ、1階和室100円を200円へ改定となっております。このことに関しては、先ほど確認したとおり値上げ率が100%と大きいことから、急激な負担増を軽減するため、一般料金の他に最大50%の値上げの範囲内で、高齢者と高校生料金の設定を求め、また、高齢者の和室についても最大50%の値上げとする形で答申したいと思っておりますがよろしいでしょうか。

◇各委員： （異議なし）

◇高宮会長： 次に、花川南コミュニティセンターです。

諮問された内容は、現行1回あたりアリーナ又は多目的ホール100円を200円へ、トレーニングルーム100円を200円へ、浴室及び談話室100円を200円へ改定となっております。

こちらに関しても同様に、一般料金の他に最大50%の値上げの範囲内で高齢者や高校生料金の設定を求め、高齢者の浴室及び談話室についても最大50%の値上げとする形で答申したいと思っております。よろしいでしょうか。

◇各委員： （異議なし）

◇高宮会長： 次に、八幡コミュニティセンターです。

諮問された内容は、現行1回あたりアリーナ・会議室又は和室100円を200円へ、高齢者開放の和室を100円から200円へ改定となっています。こちらに関しても同様に、一般料金の他に最大50%の値上げの範囲内で高齢者や高校生料金の設定を求め、また高齢者の和室についても最大50%の値上げとする形で答申したいと思います。よろしいでしょうか。

◇各委員：（異議なし）

◇高宮会長： 次に、厚田総合センターです。

諮問された内容は、現行1回あたり一般開放100円を200円へ改定となっています。こちらに関しても同様に、一般料金の他に最大50%の値上げの範囲内で高齢者や高校生料金の設定を求める形で答申したいと思います。いかがでしょうか。

◇各委員：（異議なし）

◇高宮会長： 次に、花川北憩の家、厚田憩の家、横町寿の家です。

諮問された内容は、現行1回あたり浴室100円を200円へ改定となっています。こちらに関しては、他の高齢者利用施設と同様に最大50%の値上げとする形で答申したいと思います。よろしいでしょうか。

◇各委員：（異議なし）

◇高宮会長： 次に、各小中学校屋内体育館（旧石狩地区）です。

諮問された内容は、現行1時間あたり600円を700円へ改定となっています。改定の理由は、維持管理コストの増加です。再度確認のためご質問をお受けいたします。いかがでしょうか。

◇藤懸副会長： この各小中学校屋内体育館だけではなく、後半で若干被る部分もあるのでありますが、これは平成26年に500円から600円に金額がアップしております。負担割合は、性質分類上50%となっていますが、資料では既に負担割合が54.9%で、料金改定をすると64%になり、負担割合が増えております。これは、現状として50%を超えていますが、ここまで料金を上げる必要があるのかどうか確認させていただきます。

そして、後半にも似たものが出てきます。B&G海洋センターのミーティングルームでは、改定することによって、現行57.5%が115%までの負担率で増えています。もう一つは、学び交流センターで、現行50%から60%程度のものが、最大93%まで負担割合が上がるとなっています。

この辺についての考え方を教えていただきたい。

○事務局（青山）： 資料の見方がわかりづらく、申し訳ございません。先ほども冒頭で、事務局の方から説明させていただきました追加資料の②・③などを見ながらご説明いたします。

ご質問のありました各小中学校の屋内体育館につきましては、13ページと追加資料の②を両方見比べていただきたいと思います。まず、この施設に関して元々かかっているコストが13ページに原価で1,092円とありますが、これは既に50%で算出された額を記載しております。つまり、実際にかかっているコストは、1,092円の2倍の2,184円がかかっています。

そして、受益者の負担率が50%ですので、既に50%を掛けた後の実質原価が1,092円と表示されております。

現行600円の料金をいただいておりますので、実質かかっている1,092円に対して、600円ではどれぐらいの割合になっているかというものが負担割合54.9%という意味です。この54.9%というのは、受益者の負担割合50%とは別物でありまして、藤懸副会長がおっしゃっていた50%を超えることについては、受益者の負担割合2,180円×50%の値を超えるということであり、この表の上では見えない形になっております。そして、現行料金と実質的な原価である1,092円を比べた時にどれだけの割合になっているかを示すものが、この54.9%ということになります。

それでは、この54.9%が適正かと申しますと、追加資料の②でご説明申し上げましたように、90%を下

回っている場合には、まだ不足しているという意味で改定の検討対象としておりますので、54.9%では当然見直しの対象となります。そして、今回700円に上げることで、54.9%から64%になるというように見る表です。

このため、受益者の負担割合となる50%がこの13ページの表には入っていないため、誤解を与えてしまったものと思います。非常にわかりづらく、申し訳ございませんでした。

よって、後ほど出てきますけれども、1番負担割合が高い施設では、スポーツ広場のソフトボール場が73.5%、サッカー場が74.5%という負担割合になっております。これは、そのような意味で50%を超えている、要は90%以下であるという意味で見直しの対象になっていただくとご理解いただければと思います。

◇藤懸副会長： わかりました。

◇高宮会長： それでは、確認に戻ります。
各小中学校屋内体育館については、妥当と判断させていただいてよろしいでしょうか。

◇各委員： (異議なし)

◇高宮会長： 次に、多目的スポーツ施設です。

諮問された内容は、現行1回当たり160円を200円へ改定となっております。こちらの施設については、160円の一般料金の他に、先ほど事務局から過去の経緯の中で既に高齢者・高校生料金が100円で設定されていると説明がありましたが、一般料金200円については妥当と判断し、高齢者・高校生料金100円に関しては、他の施設との整合を図り、最大50%の値上げとする形で答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

◇各委員： (異議なし)

◇高宮会長： 次に、14ページのB&G海洋センターについてです。

こちらの施設は、一般開放と専用利用の2つが諮問されております。
まず一般開放についてですが、現行1回あたりアリーナ100円を200円へ、トレーニングルーム100円を200円へ改定となっております。こちらに関しても同様に、一般料金の他に最大50%の値上げの範囲内で高齢者や高校生料金の設定を求める形で答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

◇各委員： (異議なし)

◇高宮会長： 次に、専用利用についてですが、現行1時間あたり、アリーナ1,000円を1,100円へ、トレーニングルーム500円を600円へ、ミーティングルーム100円を200円へ、プール1,000円を1,100円へ改定となっております。改定の理由は、料金設定後18年が経過し、維持管理コストが増加しているためです。再度確認のためご質問をお受けいたします。いかがでしょうか。

特になければ、これらの専用利用に関しては妥当だと判断させていただいてよろしいでしょうか。

◇各委員： (異議なし)

◇高宮会長： 次に、スポーツ広場です。

諮問された内容は、現行1時間あたりソフトボール場900円を1,100円へ、サッカー場1,400円を1,500円へ改定となっております。改定の理由は、料金設定後18年が経過し、維持管理コストが増加していることや施設の修繕状況からです。再度確認のためご質問をお受けいたします。いかがでしょうか。

特になければ、妥当だと判断させていただくということでよろしいでしょうか。

◇各委員： (異議なし)

◇高宮会長： 次に、学び交流センターです。

諮問された内容は、現行1時間あたり研修室200円を300円へ、視聴覚室300円を400円へ、多目的ホール400円を500円へ改定となっています。改定の理由は、施設の修繕状況や公民館との整合を図るためです。

また、この他に公民館の機能移転に伴い、新たに実習室の料金を500円に設定することとしています。再度確認のためご質問をお受けいたします。いかがでしょうか。

特になければ、妥当だと判断させていただくということでよろしいでしょうか。

◇各委員： （異議なし）

◇高宮会長： 以上で、本審議会に諮問された全ての内容について審議を行い、答申に向けた方向性を委員の皆様と確認いたしました。これをもって審議を終了してよろしいでしょうか。

◇各委員： （異議なし）

◇高宮会長： この後、答申の予定となっておりますが、事務処理の作成などに時間を要しますので、答申につきましては、本日の審議内容を踏まえ、私にご一任いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

◇各委員： （異議なし）

◇高宮会長： それでは、そのようにさせていただくことといたしまして、本日の審議は終了したいと思います。長時間に亘る皆様のご協力に感謝申し上げます。ありがとうございました。

それでは、事務局に進行をお返しいたします。

○事務局（青山）： 委員の皆様におかれましては、長時間に亘りたくさんのご意見をいただき、ご審議賜りましたことについて感謝申し上げます。ありがとうございました。

今後の予定ですが、本日答申案としてまとめていただきました内容を基に、12月に予定をしております石狩市議会定例会におきまして、各施設の利用料金に係る条例改正案を提案させていただく予定としてございます。

また、話が変わりますが、現在の委員の皆様は2年間の任期につきましては、今年7月末までとなっております。今回の審議会が、最後の審議会となる委員の皆様もいらっしゃいます。

これまで市の使用料、手数料の設定にあたりまして、様々な視点からご意見を賜り、ご審議いただきましたことに改めてお礼申し上げます。誠にありがとうございました。

事務局からは以上です。

◇高宮会長： それでは、本日はこれにて閉会いたします。ありがとうございました。